

宮城県庁(日本国) とニジェゴロド州政府(ロシア連邦)との経済・貿易，学術・技術，社会，文化の協力に関する協定

宮城県庁(日本国) 及びニジェゴロド州政府(ロシア連邦)以下「双方」という。) は，経済・貿易，学術・技術，文化の協力の強化及び発展における相互の関心を勘案し，民間企業の事業活動の支援や宮城県(日本国)及びニジェゴロド州(ロシア連邦)内の事業主体の間の直接の関係の構築や拡大の支援を重視し，平等の権利と互惠の原則に従い，より広範で，開かれた公平性のある経済協力への支援の必要性を認識し，次のとおり合意した。

第1条 双方は，日本国及びロシア連邦の法令に従い，協力を実現する。

第2条 双方は，事業主体が行う食品産業，機械産業(自動車産業を含む。) ，エネルギー，流通・物流基盤整備，環境保全等の分野における経済・貿易，学術・技術及び文化協力を支援する。

第3条 双方は，自らの権限の範囲において，事業主体が相互の地域で共同し

て展開する経済その他の事業活動のため、良好な条件を整備する。

第4条 双方は、両国の法令の範囲内で、事業主体が実施する投資誘致のための活動を支援する。

第5条 双方は、中小企業的发展を促進し、事業主体が行う同分野における投資プロジェクトに関する情報交換を支援する。

第6条 双方は、事業主体が実施する情報技術や技術革新の分野での協力や、新規の先端的研究開発拠点の整備を支援する。

第7条 双方は、展示見本市活動分野における情報交換及び食材等の製品の紹介並びに展示、見本市、国際会議、フォーラム、セミナーへの事業主体の招へいを支援する。

第8条 双方は、相互の地域で行われる演劇や演奏会の公演及び絵画の展示並びにフェスティバル、コンクール、会議等を通しての伝統文化の普及等の文化協力を支援する。

第9条 双方は、学術、研究、教育の分野において、専門家交流、学生交流、共同プロジェクトの策定及び実施、セミナー及び会議の開催等の活動の発展を促進する。

第10条 双方は、相互の地域で行われる保健、観光、スポーツその他社会生活分野における交流の発展を促進する。

第11条 双方は、地域間協力の発展及び強化のため、それぞれ宮城県(日本国)及びニジェゴロト州(ロシア連邦)によって実施される人材育成のための研修に協力する。

第12条 双方は、自らの権限の範囲において、本協定書の実現を促進する情報交換を支援する。

第13条 本協定は、5年を期間として締結され、発効に必要な全ての内部手続きが終了したことを示す書面が双方より到達した日から発効する。ただし、この協定は、一方が、他方に対し、書面にて、期間の満了の6月前までに、この協定の破棄の意向について書面での通知がない限り、自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。なお、この協定は、平成22年5月17

日にロシア連邦ニジェゴロド州ニジニ・ノヴゴロド市で、日本語及びロシア語の各2通からなる4通が作成され、それぞれの文書は同一の効力を有する。

日本国宮城県知事
村井 嘉浩



村井嘉浩

ロシア連邦ニジェゴロド州知事
ワレーリー・パブリーノヴィチ・

シャンツェフ

